

2010年12月7日

第19号

📖 **クロスボーダー貿易人民元決済試行に係わる輸出パイロット企業リストの公表について**

**企画部 調査課**

2010年12月6日付けで、中国人民銀行のホームページにクロスボーダー貿易人民元決済試行に係わる輸出パイロット企業リスト（以下は「リスト」と略称）が公表された。北京、天津、内モンゴル等16省（都市、直轄市）のパイロット地域<sup>1</sup>におけるパイロット企業としてリストに列挙されているパイロット企業は計67,359社になる。

**【主要内容】**

中国人民銀行のホームページに掲載しているプレスリリースの主要内容は以下の通りである。

🚩 パイロット企業と認定される企業は2010年12月3日より「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」に基づき、輸出貨物に係わるクロスボーダー貿易人民元決済試行を行い、関連規定に基づき輸出通関手続きを行い、且つ輸出貨物税還付（免除）を享受する。

以下のリンク先に各パイロット地域毎に輸出パイロット企業リストを検索することができる。

[http://www.pbc.gov.cn/publish/huobizhengceersi/3131/2010/20101206180211690483523/20101206180211690483523\\_.html](http://www.pbc.gov.cn/publish/huobizhengceersi/3131/2010/20101206180211690483523/20101206180211690483523_.html)

**【公表背景】**

2009年7月に正式にスタートしたクロスボーダー貿易人民元決済試行は、2010年6月に中国人民銀行など6関連部門による「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発〔2010〕186号 以下は「通知」と略称）<sup>2</sup>が公布された後、国内パイロット地域が20パイロット地域まで拡大、域外対象地域は無制限、試行対象業務がすべての経常項目下に拡大される等、段階的に試行拡大されてきたが、輸出項目下については依然としてパイロット企業認定制度が残されており、原則として中国人民銀行等6部門により認定されたパイロット企業がクロスボーダー人民

<sup>1</sup>パイロット地域16省（自治区、直轄市）は北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南を含む。

<sup>2</sup>「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」（銀発〔2010〕186号）の詳細については、当行2010年6月23日付けの「実務・制度ニュース・レター」【第4号】をご参照。

元決済業務を行い、また輸出税還付を享受することができる。「通知」の関連規定に基づき、今回中国人民銀行のホームページに輸出パイロット企業リストが公布された。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p><b>积极支持企业开展跨境贸易人民币结算试点，促进贸易和投资便利化</b></p> <p>近日，人民银行、财政部、商务部、海关总署、税务总局和银监会联合审定北京、天津、内蒙古、辽宁、上海、江苏、浙江、福建、山东、湖北、广东、广西、海南、重庆、四川和云南等 16 个省（自治区、直辖市）共计 67359 家企业参加出口货物贸易人民币结算试点。这些试点企业自 2010 年 12 月 3 日起可按照《跨境贸易人民币结算试点管理办法》开展出口货物贸易人民币结算试点，按照相关规定办理出口报关手续，并享受出口货物退（免）税政策。</p> <p>自 2010 年 6 月跨境贸易人民币结算试点扩大以来，跨境贸易人民币结算业务平稳较快增长。从 6 月到 11 月，各试点地区银行累计办理跨境贸易人民币结算业务 3400 亿元，是试点扩大前结算量的 7 倍多，较好地满足了企业使用人民币进行跨境贸易结算的需求。</p> <p>此次参与试点的出口企业从 365 家扩大到 67359 家（查询请点击），将进一步推动出口货物贸易人民币结算业务的发展，促进贸易和投资便利化。 (完)</p>	<p><b>企業におけるクロスボーダー貿易人民元決済の展開を積極的に支持することにより貿易および投資の利便性向上を促す</b></p> <p>今般、人民銀行、財政部、商務部、税関総署、税務総局と銀監会の聯合審査により、北京、天津、内モンゴル、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広東、広西、海南、重慶、四川、雲南など16省（自治区、直辖市）における計67,359社の企業が、輸出貨物向けのクロスボーダー貿易人民元決済試行に参加した。これらの企業は、2010年12月3日より「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」に基づき、輸出貨物貿易のクロスボーダー貿易人民元決済を試行し、関連規定に基づき輸出通関手続きを行い、且つ輸出貨物税還付（免除）政策を享受する。</p> <p>2010年6月、クロスボーダー貿易人民元決済の試行が拡大されて以来、関連業務は安定的に伸びてきた。6月～11月の間に、各パイロット地区銀行によるクロスボーダー貿易人民元決済業務は累計で3,400億元に達し、試行拡大前の7倍以上となり、企業のクロスボーダー貿易人民元決済のニーズを比較的良く充足した。</p> <p>今回、試行に参加する輸出企業数が365社から67,359社に拡大することにより、輸出貨物におけるクロスボーダー貿易人民元決済業務の発展を推進し、貿易および投資の利便性向上を促進することができる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext.4250